避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人らについて、 所有していた農機具に対する賠償が、原発事故時における当該農機具の評価額 を法定耐用年数ではなく実質的な耐用年数を用いて見直した結果、東京電力の 直接請求手続で認められていた以上の金額で認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及び同X2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙物件目録記載の農機具について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目についての和解金として、金327万4380円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和5年2月2日

(仲介委員 河合 健司)

物件目録

- 1 管理機
- 2 もみすり機
- 3 パワーショベル
- 4 トラクター
- 5 コンバイン
- 6 側条施肥機
- 7 乗用田植機
- 8 動力噴霧器
- 9 モミガラコンテナ
- 10 低温貯蔵庫
- 11 ブロードキャスター
- 12 コンバイントレーラー
- 13 動力散布機
- 14 刈払機
- 15 畦刈機
- 16 マメトラ管理機
- 17 代掻きハロー

- 18 耕運機
- 19 動力砕土機
- 20 大島米選別機
- 21 グレンコンテナ
- 22 乾燥機
- 23 催芽機
- 24 混合機
- 25 全自動掻種機
- 26 ビニールハウス
- 27 ビニールハウス

以上